

小型船舶等への極海コードの適用

改正対象

- 鋼船規則 A 編及び I 編
- 安全設備規則
- 鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))
- 安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

極海を航行する船舶に関する国際規則(極海コード)の現行規定で、極海を航行し、SOLAS 条約が適用される船舶が適用対象となっている。しかしながら、近年、SOLAS 条約が適用されない漁船や小型船舶が極海を航行するケースが増加しており、また、その事故例も報告されている。このため、IMO では、SOLAS 条約の対象となっていない小型船舶等についても、極海での航行の安全性を高める必要性を検討した。その結果、2023 年 5 月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会 (MSC107) において、小型船舶等に対して極海コードの一部を適用すべく、SOLAS 条約第 XIV 章の改正が、決議 MSC.532(107)として採択された。

併せて、当該小型船舶等に適用する、航行の安全に関する要件を新たに規定すべく、極海コードの改正が、決議 MSC.538(107)として採択された。

今般、決議 MSC.532(107)及び 538(107)に基づき、関連規定を改める。また、当該要件に適合する小型船舶等については、船級符号にその旨を付記するよう規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり

- (1) 極海を航行し、次に掲げる船舶について、音響測深機や着氷防止装置等を搭載するよう規定する。
 - (a) 全長 24 メートル以上の漁船
 - (b) 総トン数 300 トン以上の貿易に従事しないプレジャーヨット
 - (c) 総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船
- (2) 前(1)の規定に適合する船舶について、船級符号に Polar Code for Ships Other than Those Certified in accordance with SOLAS Chapter I 略号(PC O)を付記するよう規定する。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日から施行 (ただし、施行日前に起工又は同等段階にある船舶については、2027 年 1 月 1 日から適用)

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DD24-14

「小型船舶等への極海コードの適用」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">鋼船規則 A 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.2 船級符号への付記</p> <p>1.2.5 極地氷海船等*</p> <p>-1. (同右)</p> <p>-2. (同右)</p>	<p style="text-align: center;">鋼船規則 A 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.2 船級符号への付記</p> <p>1.2.5 極地氷海船等*</p> <p>-1. I 編 1 章に掲げる極地氷海船については、I 編附属書 1, 1.2.2 に規定される極地氷海船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。なお、I 編附属書 1, 1.2.2-3.に従い、I 編附属書 1 の関連規定の適用を受けた極地氷海船については、(1)から(7)のそれぞれ適用される付記に、“Icebreaker” (略号 ICB) を追記する。</p> <p>(1) <i>PCI : Polar Class 1</i> (略号 <i>PCI</i>)</p> <p>(2) <i>PC2 : Polar Class 2</i> (略号 <i>PC2</i>)</p> <p>(3) <i>PC3 : Polar Class 3</i> (略号 <i>PC3</i>)</p> <p>(4) <i>PC4 : Polar Class 4</i> (略号 <i>PC4</i>)</p> <p>(5) <i>PC5 : Polar Class 5</i> (略号 <i>PC5</i>)</p> <p>(6) <i>PC6 : Polar Class 6</i> (略号 <i>PC6</i>)</p> <p>(7) <i>PC7 : Polar Class 7</i> (略号 <i>PC7</i>)</p> <p>-2. I 編 1 章に掲げる耐氷船については、I 編 1.2.2 に規定される耐氷船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。</p> <p>(1) <i>IA Super : Class IA Super Ice Strengthening</i> (略号 <i>IA SUPER IS</i>)</p> <p>(2) <i>IA : Class IA Ice Strengthening</i> (略号 <i>IA IS</i>)</p>	

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>-3. I 編 1 章に掲げる極海航行船については、I 編 1.2.1(1)から(3)に規定される分類に従って、<u>又は I 編 1.1.1-4.の適用を受ける場合には、次によりその旨を船級符号に付記する。</u></p> <p>(1) A 類の船舶：Polar Code Category A (略号 PCA) (2) B 類の船舶：Polar Code Category B (略号 PCB) (3) C 類の船舶：Polar Code Category C (略号 PCC) (4) <u>I 編 1.1.1-4.の適用を受ける船舶：Polar Code for Ships Other than Those Certified in accordance with SOLAS Chapter I (略号 PC O)</u></p>	<p>(3) IB : Class IB Ice Strengthening (略号 IB IS) (4) IC : Class IC Ice Strengthening (略号 IC IS) (5) ID : Class ID Ice Strengthening (略号 ID IS)</p> <p>-3. I 編 1 章に掲げる極海航行船については、I 編 1.2.1(1)から(3)に規定される分類に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。</p> <p>(1) A 類の船舶：Polar Code Category A (略号 PCA) (2) B 類の船舶：Polar Code Category B (略号 PCB) (3) C 類の船舶：Polar Code Category C (略号 PCC) (新規)</p>	<p>極海を航行する小型船舶等に対するノーテーションを新たに設ける。</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">鋼船規則 I 編 極海航行船, 極地氷海船 及び耐氷船</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. (省略)</p> <p>-3. 前-2.にかかわらず, 次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては, 原則として本編 1 章から 7 章を適用する必要はない。ただし, この場合, 2 章の規定を考慮し本会が適当と認めた極海域運航手順書を船舶に備えなければならない。</p> <p>(1) 船舶設備規程第 2 条第 1 項にいう外洋航行船(総トン数 500 トン以上の船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号の船舶(自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)以外の船舶</p> <p>(2) 船籍国政府に所有又は運用され, かつ, 非商用目的にのみ使用される船舶であって, 主管庁が適当と認めるもの</p> <p><u>-4. 前-2 及び-3.にかかわらず, 次の(1)から(3)に掲げる極海航行船であって, 南極海域又は旗国である締約国</u></p>	<p style="text-align: center;">鋼船規則 I 編 極海航行船, 極地氷海船 及び耐氷船</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. (省略)</p> <p>-3. 前-2.にかかわらず, 次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては, 原則として本編 1 章から 7 章を適用する必要はない。ただし, この場合, 2 章の規定を考慮し本会が適当と認めた極海域運航手順書を船舶に備えなければならない。</p> <p>(1) 船舶設備規程第 2 条第 1 項にいう外洋航行船(総トン数 500 トン以上の船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号の船舶(自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)以外の船舶</p> <p>(2) 船籍国政府に所有又は運用され, かつ, 非商用目的にのみ使用される船舶であって, 主管庁が適当と認めるもの</p> <p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: right;">MSC.532(107) Chapter XIV Regulation 3-1</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>の領海外の北極海域を航行するものについては、本編の1.2, 1.3及び1.5を考慮の上、安全設備規則6編4章の規定にもよらなければならない。ただし、(1)に掲げる船舶又は国際航海に従事しない総トン数300トン以上500トン未満の船舶であって、主管庁が相当と認めるものについては、安全設備規則6編4章4.3.1及び4.3.2の一部又は全部を適用する必要はない。</u></p> <p>(1) 全長24メートル以上の漁船</p> <p>(2) 総トン数300トン以上の貿易に従事しないプレジャーヨット</p> <p>(3) 総トン数300トン以上500トン未満の貨物船</p> <p>-5. 氷が存在する極海を単独で航行する船舶（以下、本編において「極地氷海船」という。）にあつては、他の編の該当規定によるほか、附属書1「極地氷海船の材料、構造、艤装及び機関の特別要件」に適合しなければならない。</p> <p>-6. <i>Finnish-Swedish Ice Class Rules</i> が適用される北バルト海の氷水域を航行する船舶又は <i>Arctic Shipping Safety and Pollution Prevention Regulations</i> が適用されるカナダの氷水域を航行する船舶として登録を受けようとする船舶（以下、本編において「耐氷船」という。）の構造、艤装及び機関については、他の編の該当規定によるほか、本編1章（1.3から1.5を除く。）及び8章の規定によらなければならない。</p>	<p>-4. 氷が存在する極海を単独で航行する船舶（以下、本編において「極地氷海船」という。）にあつては、他の編の該当規定によるほか、附属書1「極地氷海船の材料、構造、艤装及び機関の特別要件」に適合しなければならない。</p> <p>-5. <i>Finnish-Swedish Ice Class Rules</i> が適用される北バルト海の氷水域を航行する船舶又は <i>Arctic Shipping Safety and Pollution Prevention Regulations</i> が適用されるカナダの氷水域を航行する船舶として登録を受けようとする船舶（以下、本編において「耐氷船」という。）の構造、艤装及び機関については、他の編の該当規定によるほか、本編1章（1.3から1.5を除く。）及び8章の規定によらなければならない。</p>	

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(外国籍船舶用)</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. (省略)</p> <p>-3. 前-2.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては、原則として本編 1 章から 7 章を適用する必要はない。</p> <p>(1) SOLAS 条約第 1 章に従って、SOLAS 条約の対象にならない船舶</p> <p>(2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶</p> <p>-4. 前-2 及び-3.にかかわらず、次の(1)から(3)に掲げる極海航行船であって、南極海域又は旗国である締約国の領海外の北極海域を航行するものについては、本編の <u>1.2, 1.3 及び 1.5 を考慮の上、極海コードの Part I-A の第 9-1 章の規定にもよらなければならない。ただし、(1) に掲げる船舶又は国際航海に従事しない総トン数 300 トン以上 500 トン未満の船舶であって、主管庁が相当と認めるものについては、極海コードの Part I-A の第 9-1 章 9-1.3.1 及び 9-1.3.2 の一部又は全部を適用する必要はない。</u></p> <p>(1) <u>全長 24 メートル以上の漁船</u></p> <p>(2) <u>総トン数 300 トン以上の貿易に従事しないプレジャーヨット</u></p> <p>(3) <u>総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船</u></p> <p>-5. 氷が存在する極海を単独で航行する船舶（以下、本編において「極地氷海船」という。）にあっては、他の編の該当規定によるほか、附属書 1「極地氷海船の材料、</p>	<p>(外国籍船舶用)</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. (省略)</p> <p>-3. 前-2.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては、原則として本編 1 章から 7 章を適用する必要はない。</p> <p>(1) SOLAS 条約第 1 章に従って、SOLAS 条約の対象にならない船舶</p> <p>(2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶</p> <p>(新規)</p> <p>-4. 氷が存在する極海を単独で航行する船舶（以下、本編において「極地氷海船」という。）にあっては、他の編の該当規定によるほか、附属書 1「極地氷海船の材料、</p>	<p>MSC.532(107) Chapter XIV Regulation 3-1</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>構造、艀装及び機関の特別要件」に適合しなければならない。</p> <p>-6. <i>Finnish-Swedish Ice Class Rules</i> が適用される北バルト海の氷水域を航行する船舶又は <i>Arctic Shipping Safety and Pollution Prevention Regulations</i> が適用されるカナダの氷水域を航行する船舶として登録を受けようとする船舶（以下、本編において「耐氷船」という。）の構造、艀装及び機関については、他の編の該当規定によるほか、本編 1 章（1.3 から 1.5 を除く。）及び 8 章の規定によらなければならない。</p>	<p>構造、艀装及び機関の特別要件」に適合しなければならない。</p> <p>-5. <i>Finnish-Swedish Ice Class Rules</i> が適用される北バルト海の氷水域を航行する船舶又は <i>Arctic Shipping Safety and Pollution Prevention Regulations</i> が適用されるカナダの氷水域を航行する船舶として登録を受けようとする船舶（以下、本編において「耐氷船」という。）の構造、艀装及び機関については、他の編の該当規定によるほか、本編 1 章（1.3 から 1.5 を除く。）及び 8 章の規定によらなければならない。</p>	

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(日本籍船舶用)</p> <p align="center">安全設備規則</p> <p align="center">6 編 極海を航行する船舶の安全設備</p> <p align="center">1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>-1. 極海を航行する船舶の安全設備については、本規則の関連各編の規定によるほか、本編の規定によらなければならない。</p> <p>-2. 前-1.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては、原則として本編を適用する必要はない。</p> <p>(1) 船舶設備規程第2条第1項にいう外洋航行船(総トン数 500 トン以上の船舶安全法施行規則第1条第2項第2号の船舶(自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)以外の船舶</p> <p>(2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶であって、主管庁が適当と認めるもの</p> <p>-3. <u>前-2.にかかわらず、次の(1)又は(2)に掲げる極海航行船であって、南極海域又は旗国である締約国の領海外の北極海域を航行するものについては、4章の規定に</u></p>	<p>(日本籍船舶用)</p> <p align="center">安全設備規則</p> <p align="center">6 編 極海を航行する船舶の安全設備</p> <p align="center">1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>-1. 極海を航行する船舶の安全設備については、本規則の関連各編の規定によるほか、本編の規定によらなければならない。</p> <p>-2. 前-1.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては、原則として本編を適用する必要はない。</p> <p>(1) 船舶設備規程第2条第1項にいう外洋航行船(総トン数 500 トン以上の船舶安全法施行規則第1条第2項第2号の船舶(自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)以外の船舶</p> <p>(2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶であって、主管庁が適当と認めるもの</p> <p>(新規)</p>	<p>MSC.532(107) Chapter XIV Regulation 3-1</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>よらなければならない。ただし、国際航海に従事しない総トン数 300 トン以上 500 トン未満の船舶であって、主管庁が適当と認めるものについては、4.3.1 及び 4.3.2 の一部又は全部を適用する必要はない。</p> <p>(1) 総トン数 300 トン以上の貿易に従事しないプレジャーヨット</p> <p>(2) 総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船</p> <p><u>-4. 本編の適用を受ける船舶は、鋼船規則 I 編 1.1.1-2.又は-4.の規定にも適合しなければならない。</u></p> <p>4 章 小型船舶等の航行の安全に関する特例</p> <p>4.1 一般</p> <p>4.1.1 適用（極海コード I-A 部 9-1） 本章の規定は、次の船舶に適用する。</p> <p>(1) 総トン数 300 トン以上の貿易に従事しないプレジャーヨット</p> <p>(2) 総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船</p> <p>4.1.2 目的（極海コード I-A 部 9-1.1） 本章は、航行の安全を提供することを目的とする。</p>	<p>(新規)</p> <p>-3. 本編の適用を受ける船舶は、鋼船規則 I 編 1.1.1-2.の規定にも適合しなければならない。</p>	<p>4 章は現行の 3 章に近い内容であるため、以下のマークを各条に記す。</p> <p>○：3 章と同じ</p> <p>▼：3 章の一部軽減</p> <p>MSC.538(107) Chapter 9-1 主文</p> <p>○ MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.1</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>4.2 機能要件（極海コード I-A 部 9-1.2）</p> <p><u>4.1.2 を達成するため、次の 4.2.1 から 4.2.3 を満足しなければならない。</u></p> <p>4.2.1 航海情報 船舶は、航行の安全のため、氷の情報を含む最新の情報を取得できるものとする。</p> <p>4.2.2 航海設備の機能 -1. 航海設備及び装置は、航行する海域において予想される環境条件のもとでその機能性を維持するよう設計、製造及び設置されること。 -2. 方位基準及び位置決定のための装置は、目的とする海域に適したものであること。</p> <p>4.2.3 追加の航海設備 船舶は、暗闇の中で航行する際に氷を視覚的に発見するための能力を有すること。</p> <p>4.3 規則（極海コード I-A 部 9-1.3）</p> <p>4.3.1 航海情報* 4.2.1 に適合するため、船舶は航行する海域の最新の氷の状態に関する情報を受信及び表示する手段を有しなければならない。</p>		<p>○ MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.2</p> <p>○ MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.2.1</p> <p>○ MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.2.2</p> <p>▼MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.2.3</p> <p>○ MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.1</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>4.3.2 航海設備の機能*</p> <p><u>-1. 4.2.2-1.に適合するため、次の(1)から(4)を適用しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氷荷重に対し補強される船舶であって、2026年1月1日以降に建造開始段階にある船舶は、2の独立した音響測深機、又は、2の分離された独立のトランスドューサを有する1の音響測深機のいずれかを備えなければならない。主管庁が認めた場合、魚群探知機のような測深できる別の装置を、本要件を満たすための同等の手段として使用することができる。</u></p> <p>(2) <u>船舶の船橋の窓は、船舶の建造日及び長さによらず、鋼船規則 W 編 2.2.1-4.の規定に適合し、明瞭な後方視界が得られる追加の窓を設けなければならない。これらの要件に適合できない船舶については、これらの要件と同等の視程を達成するために主管庁が認める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(3) <u>航行及び通信のために要求されるアンテナへの着氷を防ぐ措置が講じられなければならない。</u></p> <p>(4) <u>耐氷構造を有する船舶にあっては、次の要件に従うこと。</u></p> <p>(a) <u>4 編又は本章で要求される機器のセンサが船体外板に取り付けられる場合、このセンサは氷に対して保護されなければならない。</u></p>		<p>▼</p> <p>MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.2.1.1</p> <p>MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.2.1.2</p> <p>MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.2.1.3</p> <p>MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.2.1.4</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>(b) 2026年1月1日以降に建造開始段階にあるA類及びB類の船舶の船橋ウイングは、航海設備及び操作者を保護するよう囲うか又は設計されなければならない。尚、本要件に適合できない船舶にあつては、本規則と同等の保護水準を達成するために主管庁が容認できる措置が講じられなければならない。</u></p> <p><u>-2. 4.2.2-2.に適合するため、次の(1)及び(2)を適用しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総トン数 500 トン以上の船舶は船首方位を決定及び表示するための 2 の非磁性の手段を有しなければならない。この 2 の手段は独立したものとし、船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。</u></p> <p><u>(2) 80 度を超える緯度を航行する船舶は、少なくとも 1 の附属書 6-3.3.2 に定める性能基準に適合した GNSS コンパス又は同等物を備えなければならない。これは船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。</u></p> <p>4.3.3 追加の航海設備*</p> <p><u>4.2.3 に適合するため、船舶には、24 時間日光で照らされる海域のみを航行するものを除き、氷を視覚的に発見することを補助するための 2 つの照明の手段を備えなければならない。</u></p>		<p>MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.2.2.1</p> <p>MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.2.2.2</p> <p>▼MSC.538(107) Chapter 9-1 9-1.3.3</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(外国籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則</p> <p style="text-align: center;">3章 配置及び性能</p> <p>3.1.2 極海を航行する船舶に対する追加規定</p> <p><u>-1.</u> SOLAS 条約第 I 章が適用される船舶</p> <p>(1) 極海を航行する船舶であって SOLAS 条約第 I 章が適用されるものにあつては、3.1.1-1.の規定によるほか、IMO 決議 MSC.385(94) “<i>International Code for Ships Operating in Polar Waters (Polar Code)</i>” (その後の改正を含む。) の第 1-A 部第 8 章及び第 9 章に適合しなければならない。ただし、船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶にあつては、上記第 1-A 部第 8 章及び第 9 章の規定の一部を軽減して適用することを認める場合がある。</p> <p>(2) 前(1)に規定する極海を航行する船舶は、鋼船規則 I 編 1.1.1-2.の規定にも適合しなければならない。</p> <p>(3) 前(1)に規定する極海を航行する船舶において、IMO 決議 MSC.385(94) “<i>International Code for Ships Operating in Polar Waters (Polar Code)</i>” (その後の改正を含む。) の第 1-A 部第 8 章の規定によりがたい設備であつて、当該規定に適合する</p>	<p>(外国籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則</p> <p style="text-align: center;">3章 配置及び性能</p> <p>3.1.2 極海を航行する船舶に対する追加規定</p> <p>(新規)</p> <p><u>-1.</u> 極海を航行する船舶であつて SOLAS 条約第 I 章が適用されるものにあつては、3.1.1-1.の規定によるほか、IMO 決議 MSC.385(94) “<i>International Code for Ships Operating in Polar Waters (Polar Code)</i>” (その後の改正を含む。) の第 1-A 部第 8 章及び第 9 章に適合しなければならない。ただし、船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶にあつては、上記第 1-A 部第 8 章及び第 9 章の規定の一部を軽減して適用することを認める場合がある。</p> <p><u>-2.</u> 前-1.に規定する極海を航行する船舶は、鋼船規則 I 編 1.1.1-2.の規定にも適合しなければならない。</p> <p><u>-3.</u> 前-1.に規定する極海を航行する船舶において、IMO 決議 MSC.385(94) “<i>International Code for Ships Operating in Polar Waters (Polar Code)</i>” (その後の改正を含む。) の第 1-A 部第 8 章の規定によりがたい設備であつて、当該規定に適合するものと同等の効力があると</p>	

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>ものと同等の効力があると SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるもの限り、第 1-A 部第 8 章の規定によらないことができる。</p> <p>-2. <u>小型船舶等</u></p> <p><u>(1) 次の(a)から(c)に掲げる極海航行船であって、南極海域又は旗国である締約国の領海外の北極海域を航行するものについては、鋼船規則 I 編 1.1.1-4.の規定にも適合しなければならない。</u></p> <p><u>(a) 全長 24 メートル以上の漁船</u></p> <p><u>(b) 総トン数 300 トン以上の貿易に従事しないプレジャーヨット</u></p> <p><u>(c) 総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船</u></p>	<p>SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるもの限り、第 1-A 部第 8 章の規定によらないことができる。</p> <p>(新規)</p>	<p>MSC.532(107) Chapter XIV Regulation 3-1</p>
この改正は附則 A による		

「小型船舶等への極海コードの適用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">1 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用</p> <p><u>-1. 規則 1 編 1.1.1-2.(2)にいう「漁船」のうち、極海を航行する全長 24 メートル以上のものに関しては、規則 6 編 4 章も参照すること。</u></p> <p><u>-2. 規則 1 編 1.1.1-2.(4)にいう「本会が適当と認める船舶」とは次に掲げる船舶以外の船舶をいう。</u></p> <p>(1) 次に掲げる法律の適用を受ける事業の用に供する船舶。</p> <p>(a) 海上運送法</p> <p>(b) 港湾運送事業法</p> <p>(2) 官公庁船その他の業務のために使用される船舶。</p> <p><u>-3. 規則 1 編 1.1.1-3.にいう「航路に特別な制限があるもの」については、“Greater Coasting Service”，“Restricted Greater Coasting Service”，“Coasting Service”</u></p>	<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">1 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.1 一般</p> <p>1.1.1 適用 (新規)</p> <p><u>-1. 規則 1 編 1.1.1-2.(4)にいう「本会が適当と認める船舶」とは次に掲げる船舶以外の船舶をいう。</u></p> <p>(1) 次に掲げる法律の適用を受ける事業の用に供する船舶。</p> <p>(a) 海上運送法</p> <p>(b) 港湾運送事業法</p> <p>(2) 官公庁船その他の業務のために使用される船舶。</p> <p><u>-2. 規則 1 編 1.1.1-3.にいう「航路に特別な制限があるもの」については，“Greater Coasting Service”，“Restricted Greater Coasting Service”，“Coasting Service”</u></p>	

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>又は“Smooth Water Service”を付記して登録を受ける船舶を含める。</p> <p>-4. 規則 1 編 1.1.1-3.(1)に規定する「瀬戸内を航行する船舶」とは、運輸省令 船舶救命設備規則第 77 条第 2 号に定められた船舶として建造されたものをいう。</p> <p>-5. 規則 1 編 1.1.1-3.(2)に規定する「区域を限定して航行する船舶」とは、運輸省令 船舶救命設備規則第 77 条第 3 号に定められた船舶として建造されたものをいう。</p> <p>-6. 規則 1 編 1.1.1-9.の適用上、推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し、一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さ、全長、最大搭載人員は、鋼船規則検査要領 O 編 05.1.1-1.(1)から(4)により定まるものとする。当該最大搭載人員のうち、鋼船規則 A 編 2.1.39 に規定する旅客の合計人数が 12 人を超える場合は、同規定に規定する旅客船となることに注意する必要がある。</p>	<p>又は“Smooth Water Service”を付記して登録を受ける船舶を含める。</p> <p>-3. 規則 1 編 1.1.1-3.(1)に規定する「瀬戸内を航行する船舶」とは、運輸省令 船舶救命設備規則第 77 条第 2 号に定められた船舶として建造されたものをいう。</p> <p>-4. 規則 1 編 1.1.1-3.(2)に規定する「区域を限定して航行する船舶」とは、運輸省令 船舶救命設備規則第 77 条第 3 号に定められた船舶として建造されたものをいう。</p> <p>-5. 規則 1 編 1.1.1-9.の適用上、推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し、一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さ、全長、最大搭載人員は、鋼船規則検査要領 O 編 05.1.1-1.(1)から(4)により定まるものとする。当該最大搭載人員のうち、鋼船規則 A 編 2.1.39 に規定する旅客の合計人数が 12 人を超える場合は、同規定に規定する旅客船となることに注意する必要がある。</p>	

「小型船舶等への極海コードの適用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>6 編 極海を航行する船舶の安全設備</p> <p>4 章 小型船舶等の航行の安全に関する特例</p> <p>4.3 規則</p> <p>4.3.1 航海情報</p> <p><u>規則 6 編 4.3.1 に規定する「最新の氷の状態に関する情報を受信及び表示する手段」とは、海氷レーダーを備えるか、又は陸上の機関との通信等により、最新の海氷の情報を定期的に入手し表示するための適当な手段をいう。</u></p> <p>4.3.2 航海設備の機能(極海コード I-B 部 10.4 関連)</p> <p><u>-1. 船舶には、次を備えること。</u></p> <p>(1) <u>監視場所からの前方及び後方視界をそこなわないために、監視場所の窓の氷を十分に除去する手段。</u></p> <p>(2) <u>外部の溶けた氷、雨氷、雪、霧及びしぶき並びに内部の結露を除去するために有効な手段。窓の外部表面の水分を除去するための機械的手段は、氷の凝固又は蓄積によって有効な操作が損なわれない操作機構としなければならない。</u></p>	<p>6 編 極海を航行する船舶の安全設備</p> <p>(新規)</p>	<p>現行の検査要領 6 編 3 章 3.3.1</p> <p>現行の検査要領 6 編 3 章 3.3.2 及び MSC.538(107) Part I-B</p>

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>-2. 規則 6 編 4.3.2-1.(3)に規定する「着氷を防ぐ措置」とは、例えば、ヒータリング装置等をいう。</u></p> <p><u>-3. 規則 6 編 4.3.2-2.(1)に適合するため、船舶は規則 4 編 2.1.3 に適合するとともに、次の(1)から(5)に適合する 2 以上のジャイロコンパス及びジャイロレピータを備えること。</u></p> <p>(1) <u>マスタージャイロコンパス又はジャイロレピータは、主操舵場所にて操舵手が明確に読み取ることができるものであること。</u></p> <p>(2) <u>非磁性手段によるものであること。</u></p> <p>(3) <u>規則 4 編 2.1.4 に規定する航海用レーダー、規則 4 編 2.1.6 に規定する自動物標追跡装置及び規則 4 編 2.1.16 に規定する船舶自動識別装置に船首方位情報を伝達する機能を有するものであること。</u></p> <p>(4) <u>非常操舵場所にジャイロレピータを備えること。</u></p> <p>(5) <u>ジャイロコンパスは、安全設備規則附属書 4-2.1.3 に定める性能基準に適合したものであること。</u></p> <p><u>-4. 前-3.にかかわらず、次に掲げる装置を備える船舶にあつては、規則 6 編 4.3.2-2.(1)に適合するため、船舶は規則 4 編 2.1.3 に適合するとともに、前-3.(1)から(5)に適合する 1 のジャイロコンパス及びジャイロレピータを備えることで差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>安全設備規則附属書 6-3.3.2 に定める性能基準に適合した GNSS コンパス (規則 6 編 3.3.2-2.(2)の規定により備える GNSS コンパスを含む)。これ</u></p>		

「小型船舶等への極海コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>は船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。</p> <p>(2) <u>安全設備規則附属書 4-2.1.15 に定める性能基準に適合した船首方位伝達装置（他の規定により備える船首方位伝達装置を除く）及び当該装置からの出力信号を受けてジャイロコンパスと同様の目的に使用できるレピータコンパス。これは船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。</u></p> <p>4.3.3 追加の航海設備 <u>規則 6 編 4.3.3 にいう「2 つの照明の手段」において「探照灯」が使用される場合、これは JIS F 8459:2003「船用探照灯」に適合する探照灯又はこれと同等の探照灯をいう。</u></p>		<p>現行の検査要領 6 編 3 章 3.3.3 を基に記載</p>
<p align="center">この改正は附則 A による</p>		
<p align="center">附 則 A</p> <p>1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。</p> <p align="center">附 則 B</p> <p>1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。</p>		